

住まいに関する支援制度一覧

市町村名：富岡市

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅取得に関する補助制度	助成	<a href="#">移住促進奨励金</a>	定住を目的として住宅を取得する市外からの移住者に対し、住宅取得価格の3%(上限50万円)を助成する。 以下に該当する場合は、加算額が上乗せされる。 ・夫婦とも45歳以下の世帯…30万円 ・中学生以下の子どもがいる世帯…1人目20万円/2人目以降、1人につき30万円 ・申請者または配偶者が市内で正職員として勤務している場合…10万円 ・市内建築業者による施工の場合…20万円 ・世帯員全員が20年間、富岡市に住民登録していない世帯…10万円	(1)対象となる世帯 富岡市内に住宅を取得し、市外から転入した世帯(過去5年の期間に富岡市に住民登録されていない世帯) (2)対象となる住宅 床面積の合計が50㎡以上の専用住宅。併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が50㎡以上とする。	150万円 (基本額は50万円) ※奨励金のうち20万円は商品券(商店街サービスマネジメント事業協同組合発行)で交付する。			不動産登記が完了した日から1年以内。	予算の範囲内	地域づくり課	0274-62-1511	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1553844919752/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1553844919752/index.html</a>	令和4年度以降は奨励金額が変更になる場合がございます。
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	<a href="#">重度身体障害者(児)住宅改造費補助金</a>	障害者又は改造者が、住宅又は住宅設備を障害者に適するよう改造する費用に対して、改造費用に6分の5を乗じて計算した額を補助する。補助限度額は50万円を限度とし、着工前に住宅改造の内容について審査を受ける必要がある。対象となる住宅改造は、新築及び増築を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他市長が特に必要と認めた工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。	下記の(1)から(3)の身体障害者手帳を持っている、当該年度の市町村民税16万円未満の世帯に属する者 (1)1, 2級の下肢・体幹機能障害 (2)1, 2級の上肢機能障害(※ただし、両上肢に4級以上の障害) (3)1級の視覚障害者	当該工事費用の5/6 (限度額50万円)			工事着手前		福祉課	0274-62-1511	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/toppage/0000000000/APM03000.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/toppage/0000000000/APM03000.html</a>	
公共下水道接続費	助成	<a href="#">公共下水道接続に伴う宅地内排水設備工事費補助金</a>	富岡市内の公共下水道供用開始区域(七日市・富岡・曾木・田篠・黒川・別保・一ノ宮・中高瀬・下高瀬の各一部)において、くみ取り便槽や浄化槽を公共下水道に転換接続した者に対して補助する。	・公共下水道供用開始区域(七日市・富岡・曾木・田篠・黒川・別保・一ノ宮・中高瀬・下高瀬の各一部)であること ・建築物の所有者又は使用者で世帯全員が市税などのほか、公共下水道受益者負担金及び水道料金を滞納していない事	公共下水道接続のための排水設備工事及びくみ取り便槽・浄化槽の撤去工事費の1/2 (限度額5万円)			【申請期日】 令和4年2月末日 【完了期日】 令和4年3月15日(左記期間までに市の検査を受けること)		上下水道施設課	0274-64-1151	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1554271278108/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1554271278108/index.html</a>	
農業集落排水接続費	助成	<a href="#">農業集落排水接続に伴う宅地内排水設備工事費補助金</a>	富岡市内の農業集落排水事業区域(内匠・岡本・南後箇の各一部)において、くみ取り便槽や浄化槽を農業集落排水に転換接続した者に対して補助する。	・農業集落排水事業区域(内匠・岡本・南後箇の各一部)であること ・建築物の所有者又は使用者で世帯全員が市税などのほか、農業集落排水受益者分担金及び水道料金を滞納していない事	農業集落排水接続のための排水設備工事及びくみ取り便槽・浄化槽の撤去工事費の1/2 (限度額5万円)			【申請期日】 令和4年2月末日 【完了期日】 令和4年3月15日(左記期間までに市の検査を受けること)		上下水道施設課	0274-64-1151	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1554271278108/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1554271278108/index.html</a>	
合併処理浄化槽設置費	助成	<a href="#">浄化槽設置整備事業</a>	浄化槽処理区域内(公共下水及び農業集落排水事業区域を除く区域)において、単独処理浄化槽または、くみ取り槽から10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する個人に対して、合併浄化槽設置工事、宅地内排水設備(配管)工事、既設浄化槽等撤去工事に対して補助する。	〔補助対象地域〕 公共下水道認可区域及び、農業集落排水事業区域を除く富岡市内全域 〔補助対象者〕※いずれにも該当する者 ・補助対象地域において、既設単独浄化槽またはくみ取り槽から10人槽以下の合併処理浄化槽への入れ替え工事を予定している個人 ・整備された合併処理浄化槽を、やむを得ない場合を除き、設置後1年以内に便所、台所、風呂と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管渠で接続し、使用を開始できる者 ・専用住宅に継続して居住する者 ・市税等に滞納がない者 〔補助対象外〕 ・新築(建替えを含む)の専用住宅に係る合併処理浄化槽を設置しようとする者 ・建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請または浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届を行わずに合併処理浄化槽を設置する者 ・市長が定める補助事業実施期間内に合併処理浄化槽を設置の設置ができない者 ・専用住宅を販売または賃貸の用に供する者 ・専用住宅を継続的に使用すると認められない者 ・共有名義の専用住宅の所有者の一人であって、合併処理浄化槽の設置についての他の所有者承諾が得られない者 ・過去にこの告示に基づき補助金の交付を受けている者 ・単独処理浄化槽及びくみ取り槽の撤去等を適正に行わない者 ・公共事業に係る単独処理浄化槽、くみ取り槽及び合併処理浄化槽の移設等の補償を受けている者 ・その他市長が不適当と認める者	※市内外業者及び都市計画区域内外等の別により限度額が異なります。 【浄化槽設置工事】 ●5人槽/区域内 市内業者40万円 市外業者20万円 ●5人槽/区域外 市内業者30万円 市外業者10万円 ●7人槽/区域内 市内業者43万円 市外業者23万円 ●7人槽/区域外 市内業者33万円 市外業者13万円 ●10人槽/区域内 市内業者53万円 市外業者33万円 ●10人槽/区域外 市内業者43万円 市外業者23万円 【排水設備工事】 ●単独浄化槽から転換 市内業者30万円 市外業者15万円 ●くみ取り槽から転換 市内業者20万円 市外業者10万円 【撤去工事】 ●単独浄化槽から転換 20万円 ●くみ取り槽から転換 10万円			【申請期日】 令和4年1月末日 【完了期日】 令和4年2月28日(左記期間までに実績報告書を提出すること)		上下水道施設課	0274-64-1151	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1615517132869/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1615517132869/index.html</a>	

太陽熱発電設備設置費	助成	<a href="#">住宅用新エネルギー機器設置補助金</a> <a href="#">1 太陽熱利用システム(強制循環型)</a> <a href="#">2 太陽熱利用システム(自然循環型)</a>	住宅の屋根等へ未使用の太陽熱利用システムを設置した場合、経費の10%以内(1,000円未満切り捨て)を補助する。	「太陽熱利用システム(強制循環型)」の要件 1. 集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房を行うシステムであること 2. 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの、又は同等と認められるもの 3. 未使用品であること(中古品は対象外)  「太陽熱利用システム(自然循環型)」の要件 1. 集熱部と貯湯部の間を自然循環によって熱輸送を行い、給湯を行うシステムであること 2. 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの、又は同等と認められるもの 3. 未使用品であること(中古品は対象外)  補助対象者 新たに対象機器を設置する方。既に、対象機器が設置しており、増設する場合は対象外。また、下記の要件をすべて満たすことが必要。 1. 市内において、自ら居住する住宅等に機器を設置する方、または対象機器付建売住宅を購入し、居住しようとする方 2. 市民である方、又は市民となることが確実であると認められる方 3. 機器の設置工事を当該年度中に完了することができる方 4. 世帯の全員が市税(国民健康保険税を含む)を滞納していない方  (富岡市住宅用新エネルギー機器設置補助金交付要綱参照)	強制循環型は4万円。 自然循環型は2万円を上限とする。	R3.4.1～	予算の範囲内で申請順	環境課	0274-62-1511 (内線3532)	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1488435652488/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1488435652488/index.html</a>
耐震診断費	助成	<a href="#">木造住宅耐震診断者派遣事業</a>	対象となる住宅 次のいずれにも該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(床面積の1/2以上を住宅とする併用住宅を含む)で、平屋または2階建ての在来軸組構法又は伝統的構法住宅 ・建築基準法に違反していないもの	応募資格者 次のいずれにも該当する人 ・市内に居住し、住民基本台帳に登録された人 ・市税を滞納していない人 ・対象住宅を所有し、かつ居住している人 ・暴力団、暴力団関係者でない人	木造住宅の耐震診断を希望する市民に対し、耐震診断者を派遣し、耐震診断を行う。費用は市が負担する。	R3.4.1～R3.9.30	10戸	建築課	0274-62-1511	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1397035607254/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1397035607254/index.html</a>
耐震改修費	助成	<a href="#">木造住宅耐震改修費補助制度</a>	対象となる住宅 次のいずれにも該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(床面積の1/2以上を住宅とする併用住宅を含む)で、平屋または2階建ての在来軸組構法又は伝統的構法住宅 ・建築基準法に違反していないもの	応募資格者 【木造住宅耐震改修】 ・市内に居住し、住民基本台帳に登録された人 ・市税及び国民健康保険税を滞納していない人 ・対象住宅を所有し、かつ居住している人 ・暴力団、暴力団関係者でない人 【耐震改修(景観形成助成金併用)】 耐震改修を行う建物について、富岡市景観形成助成金の交付決定を受けている人 【耐震シェルター設置】 ・高齢者(満65歳以上の方)又は障害者を含む世帯に属する人	木造住宅の耐震改修費の一部補助。補助対象経費の5分の4以内。ただし、景観形成助成金併用、耐震シェルター設置の場合は補助対象経費の2分の1以内木造住宅耐震改修 100万円 景観形成助成金併用 200万円 耐震シェルター設置 30万円	R3.4.1～R3.9.30	5戸	建築課	0274-62-1511	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/100000001478/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/100000001478/index.html</a>